

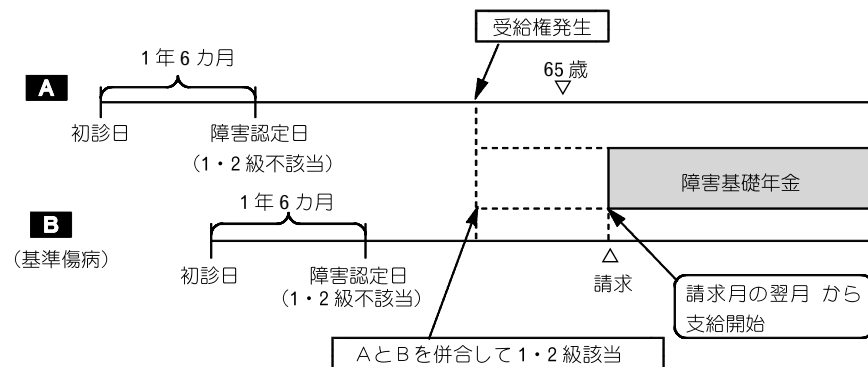
3 基準障害（初めて2級）による障害基礎年金

1. 支給要件

既に障害があるものの障害基礎年金を受けられる程度の障害の状態にない者が、新たに別の傷病（「基準傷病」という。）にかかり、基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する（受給権発生）。

2. 支給の開始時期

基準障害による障害基礎年金の支給は、「請求があった月の翌月から」始めるものとされている。

**POINT**

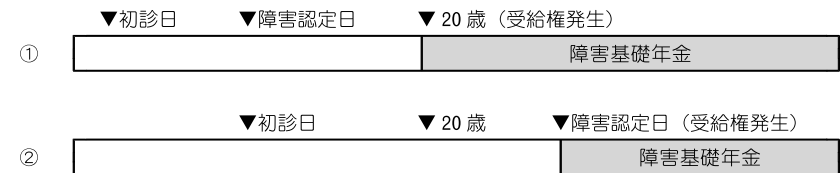
- 1 「基準傷病」について、「初診日における要件」、「保険料納付要件」を満たしていることが必要である。
- 2 基準傷病に係る障害認定日以後「65歳に達する日の前日」までの間に、前後の障害を併合して、「初めて障害の程度が2級以上」に該当するに至ったときに、受給権が発生する。
- 3 基準障害による障害基礎年金は、所定の要件に該当すれば受給権が発生するため、その請求は、「65歳に達した日以後」でも行うことができる。
- 4 事後重症のように請求によって受給権が発生するものではないが、その支給の開始は、請求があった月の翌月からである（受給権発生月の翌月にさかのぼって支払われるものではない）。

4 20歳前の傷病による障害基礎年金

1. 20歳前の傷病による障害基礎年金

初診日において20歳未満であった者であって、被保険者でない者については、①障害認定日以後に20歳に達したときは、「20歳に達した日」において、②障害認定日が20歳に達した日後であるときは、その「障害認定日」において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、20歳前の傷病による障害基礎年金を支給する（受給権発生）。

<受給権の発生時期>

**POINT**

- 1 20歳前の傷病による障害基礎年金は、「20歳に達した日」又は「障害認定日」のいずれか「遅い方の日」において、受給権が発生する。
- 2 20歳前の傷病による障害基礎年金においては、「初診日における要件」、「保険料納付要件」は問われない。

2. 20歳前の傷病による事後重症の障害基礎年金

「20歳に達した日」又は「障害認定日」のいずれか遅い方の日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にない場合、その日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当したときは、その期間内に、20歳前の傷病による障害基礎年金の支給を請求することができる。